



相談

※健康づくり課・保健センターでの相談事業は
P26から、まとめてご紹介しています。



経験豊かな専門の担当員が、秘密厳守で相談に応じています。どうぞ、気軽にご相談ください。

◆ 子育て総合相談

子育てに関わる全般的な相談に応じています。また、子育て情報を提供しています。

■ 松本市こども家庭センター
TEL 33-4767 FAX 36-9119

◆ 地域子育て支援センター

市内のこどもプラザ5センターでも、随時子育て相談に応じています。

筑摩こどもプラザ	TEL 29-3400
小宮こどもプラザ	TEL 47-8310
南郷こどもプラザ	TEL 32-6315
波田こどもプラザ	TEL 91-3113
芳川こどもプラザ	TEL 86-1055

→
P40・41
参照

◆ 健康相談・育児相談

保健師・歯科衛生士・管理栄養士等が、妊娠婦や乳幼児の健康相談に応じています。

■ 健康づくり課 TEL 34-3217 FAX 39-2523
各保健センター → P4

◆ 発達等の相談

発達障がいや発達に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんや小児慢性特定疾病のお子さんの相談に応じています。

■ 松本市インクルーシブセンター
双葉 4-8 なんぶくプラザ内
→ MAP P86 TEL 24-1235 FAX 24-1236

◆ 家庭・児童相談

家庭環境・非行・不登校・発達・児童虐待・子育ての悩み・助産施設入所の相談等に応じています。児童虐待の通告も受け付けています。

■ 家庭児童相談室 こども福祉課
TEL 33-4767 FAX 36-9119

◆ 障がい相談

身障手帳・療育手帳・精神手帳の申請や福祉制度・自立支援給付制度の案内をします。

■ 障がい福祉課 TEL 34-3212 FAX 36-9119
こども福祉課 TEL 33-4767 FAX 36-9119

◆ 母子・父子・女性相談

ひとり親家庭の相談全般、女性相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、DV相談に応じています。

■ 母子・父子・女性相談 こども福祉課
TEL 33-4767 FAX 36-9119

◆ 児童虐待・DV 24時間ホットライン

児童虐待やDVの通告・相談に、毎日24時間応じています。

■ 児童虐待・DV24時間ホットライン
TEL 026-219-2413

◆ DV 緊急時（事件発生）

■ 警察 TEL 110
■ 松本警察署 TEL 25-0110

◆ 児童相談

家庭環境・非行・発達の遅れ・児童虐待等の相談や施設入所の相談に応じています。

療育手帳の判定・交付をしています。
■ 長野県松本児童相談所（波田 9986）
TEL 91-3370 FAX 92-1550

◆ 生活保護相談

世帯の収入が国の定める基準に満たず、生活に困窮する方の相談を受け付けています。

■ 生活福祉課 TEL 34-3211 FAX 36-9119

◆ 生活困窮相談

生活困窮者自立支援法に基づく相談を受け付けています。

■ まいさば松本 TEL 34-3041 FAX 34-3065

◆ 生活相談

子どもや生活のことで心配なこと、困ったことがあったら、お近くの民生委員・児童委員が主任児童委員へご相談ください。

■ 担当の民生委員・児童委員、主任児童委員
福祉政策課 計画担当 TEL 34-3227 FAX 34-3204

◆ 学校教育全般

子どもの学校、教育でお困りのことや、お悩みのことなどの相談に応じています。発達相談、就学相談にも応じています。

■ 学校教育課 学校支援室 TEL 33-4397 FAX 34-3206

◆ 就学相談

就学に向けて、お困りのことやお悩みのことなどの相談に応じています。

■ 松本市インクルーシブセンター
双葉 4-8 なんぶくプラザ内 → MAP P86
TEL 24-1235 FAX 24-1236
■ 学校教育課 学校支援室 TEL 33-4397
FAX 34-3206

◆ 不登校にかかわる相談

お子さんのことで、お困りのことやお悩みのことなどについて、指導主任や不登校支援アドバイザー等が相談に応じています。

■ 学校教育課 学校支援室 TEL 33-4397

◆ 子どもの支援・相談スペース 「はぐルッポ」

さまざまな事情で学校へ通うことができない子どもたちの居場所の提供、相談・学習支援などを行っています。

はぐルッポ	浅間温泉1-5-1 浅間荘14号室
	→ MAP P77 TEL 31-3373 FAX 31-3373

■ 開所時間＝水曜日・金曜日、月1回月曜日
午後1時～午後5時
※開所日時が変更することがあります。事前にお問い合わせください。

■ こども育成課 TEL 34-3261 FAX 34-3309



相談



相談

◆ 子どもの権利相談室 「こころの鈴」



子どもの権利侵害に対して相談に応じ、助言や支援をします。面談を希望する場合は、事前にご連絡ください。

■ 相談時間＝月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～午後6時、金曜日 午後1時～午後8時

■ 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
大手事務所2階 → MAP P78

☎ 0120-200-195 FAX 34-3183

相談用メールアドレス

kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

◆ 青少年相談

青少年に関する悩みごとなどの相談に応じています。

■ こども育成課 こども政策担当 ☎ 34-3183

FAX 34-3183

相談用メールアドレス

ysoudan@city.matsumoto.lg.jp

◆ にじいろのまち相談 (性的マイノリティ専門相談)



性的指向・性自認に関する悩みについて、専門の相談員が相談に応じています。

■ 開設日時＝奇数月の第3水曜日、偶数月の第4火曜日 午後3時～午後6時

■ 相談方法＝面接相談(要予約)・電話相談(要予約)

■ にじいろのまち相談 平和人権共生課

☎ 39-1108

◆ 小児救急電話相談(#8000) → P31

お子さんが夜間に病気になったときに、応急対処の方法や医療機関を受診すべきかどうか等について、看護師等が相談に応じます。

◆ 救急安心センター(#7119) → P31

大人(おおむね15歳以上)の方が、急な病気やケガ等で、救急車を呼ぶか迷ったときに、看護師等が相談に応じます。

◆ 市民生活総合相談

一般相談、専門相談、消費生活相談を受け付けています。

■ 市民相談課 ☎ 32-0001 FAX 36-6839

◆ 外国人なんでも相談 → P60

外国人住民などの相談に応じています。



◆ 《ジェンダー平等センター》 心と生き方の相談



家庭・生活、夫婦の問題などの悩みごとについて相談に応じています。

■ 電話相談

火・木曜日、第1・3金曜日 午前9時～正午
第2・4金曜日 午後1時～午後4時

(第5週目は実施していません) ☎ 37-1588

※男性電話相談＝第2・3・4火曜日 午後5時～午後8時 ☎ 37-1587

■ 面接相談(要予約)

月・火・木・金曜日 午後1時～午後5時

第2・4金曜日 午後4時～午後7時

※予約は電話または二次元コードから

■ 女性弁護士相談(要予約)

第2・4火曜日 午後1時30分～午後3時30分
定員 各4名

※予約は電話で。毎月1日午前9時受付開始

■ ジェンダー平等センターパレオ松本 Mウイング3階

→ MAP P81 ☎ 39-1105 FAX 37-1153



相
談



相
談